

令和3年度 教育委員会 第20回定例会 議案

1 日 時 令和4年3月23日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第43号議案 静岡県教育振興基本計画の策定 … 1

第44号議案 学校における業務改革プランの改訂 … 3

<非>第45号議案 令和4年度静岡県教科用図書選定審議委員の任命 … 非

<非>第46号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 43 号議案

静岡県教育振興基本計画の策定

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、別冊のとおり静岡県教育振興基本計画（2022 年度～2025 年度）を策定する。

令和 4 年 3 月 23 日提出

静岡県教育委員会教育長

(件 名)

静岡県教育振興基本計画の策定

(教育政策課)

1 議案の要旨

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、本県教育の基本的な方針として、静岡県教育振興基本計画を策定する。

現行の静岡県教育振興基本計画の計画期間が 2021 年度までであることから、2022 年度以降の新たな計画を策定するものである。

2 議案の位置付け

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、現行計画の計画期間が本年度末で終了することから、新たな計画の策定が求められる。

「静岡県教育振興基本計画（2022 年度～2025 年度）」については、パブリックコメント、第 4 回実践委員会(2/14)の協議、2 月議会の審議及び第 4 回総合教育会議(3/14)の協議により頂いた御意見等を踏まえ、最終案を作成した。

教育振興基本計画の教育に関する基本的な方針として性質を鑑み、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条及び静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、議案として提出するものである。

3 今回のポイント

静岡県教育振興基本計画について、別冊のとおり策定し、2022 年度から 2025 年度までの 4 年間の本県教育に関する基本的な方針とし、本計画に基づき施策を推進していく。

第 44 号議案

学校における業務改革プランの改訂

教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目的として、別冊のとおり、学校における業務改革プランを改訂する。

令和 4 年 3 月 23 日提出

静岡県教育委員会教育長

(件 名)

「学校における業務改革プラン」の改訂

(教育政策課)

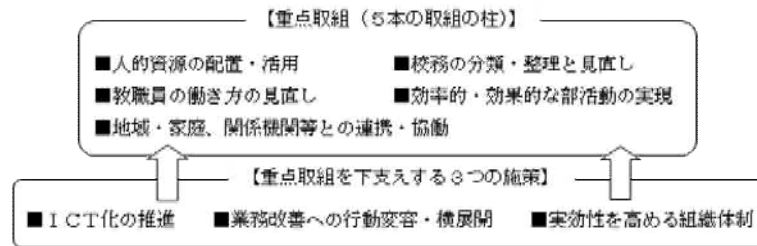
1 議案の要旨

平成 31 年 2 月に策定した「学校における業務改革プラン」が、令和 3 年度で取組期間が終了するため、現プランの重点取組の評価や、今後に向けた課題を踏まえて改訂する。

2 改訂の考え方

■全体の構成は現プランを踏襲

■現プランの取組状況等を踏まえ、「5本の取組の柱」からなる重点取組を更新するほか、それを下支えする3つの施策を踏まえた取組を追加。関連指標の追加・変更



■その他の章は、中教審答申など新たな方向性を踏まえて更新

3 プラン(案)の構成

目的	元気で魅力あふれる教職員の手で、夢いっぱい为学校にするため、「教育の質の向上」と「教職員の心身の健康の保持増進」を目指す
期間	令和4年度から令和7年度
I プランの概要	
II 国における学校の業務改善に関する動向	
III 本県の教職員の勤務状況	
IV プランに基づく取組状況と今後の取組の方向性【新設】	
V 本プランにおける目標	
VI 重点取組	
VII 各校種におけるモデル事業の成果	
VIII プランの進行管理	

4 プランに基づく取組状況と今後の取組の方向性(概要)

(1) 目標指標の評価

- ・「長時間に及ぶ時間外在校等時間」、「子どもと向き合う時間や指導準備時間」は改善傾向が見られ、「管理職と教職員が業務改善を協議する場の設置」が進展。
- ・新たな教育課題に向き合う教職員の時間的余裕を生み出す業務改善が更に必要。

指標(抜粋)	目標	R2(直近実績)	評価(H29比較)
月80時間超の時間外勤務(教員)	0%	小 3.4%、中 14.9% 高 7.6%、特 0.07%	小 16%*、中 62%*、高 9%、 特 0.1%から改善も、目標未達成
多忙化解消の研究成果の活用(学校)	100%	小 92.1%、中 88.8% 高 60.8%、特 89.2%	小 50%、中 43%、高 38%、特 84% から改善も、目標未達成
子供と向き合う時間・指導準備時間増加の実感(教員)	100%	小 54.0%、中 59.7% 高 55.8%、特 59.8%	小 31%、中 40%、高 27%、特 42% から改善も、目標未達成
管理職と教職員が業務改善を協議する場の設置	100%	小 97.5%、中 95.9% 高 100%、特 100%	小 95%、中 94%、高 94%、特 97% 概ね目標値を達成

※ 小・中学校は「未来の学校『夢』プロジェクト」のモデル校の事業開始前における平成 27 年度数値

(2) 今後の業務改革の方向性

区分・内容等	
ア	<p>「5本の取組の柱」からなる重点取組の継続・発展</p> <p>■人的資源の配置・活用 ■校務の分類・整理と見直し ■教職員の働き方の見直し</p> <p>■効率的・効果的な部活動の実現 ■地域・家庭、関係機関等との連携・協働</p>
	<p>○重点取組の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職員人材バンク」の学校での活用促進 ・校内事務や保護者連絡等の校務のICT化の推進 ・新たに導入する健康管理システムの効果的な活用 など
イ	<p>重点取組を下支えする「3つの施策」を踏まえた取組の推進</p> <p>■ICT化の推進 ■業務改善への行動変容・横展開 ■実効性を高める組織体制</p>
	<p>○3つの施策を踏まえた取組の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習・校務を可視化・連動させるシステム(LMS)を活用した働き方改革の検討 ・学校版1改革運動の導入検討 ・組織横断的な取組推進と進捗管理を行う教育DX推進課の設置 など

5 今後の取組

- ・教育委員会においては、新設する教育DX推進課を中心に、ICTを最大限に活用し、学習指導や校務、働き方の改革を一体的に推進する。
- ・業務改善に係るノウハウや優良事例の共有を積極的に行い、教職員個々の主体的取組と、校長のリーダーシップに基づく学校の組織的改善を促進する。

白
紙

第20回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	令和 4 年度教育委員会事務局所属長等報告	P1
配付 報告 1	静岡県教育委員会組織規則の一部改正	P5

報告事項 1
(件 名)

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年度教育委員会事務局所属長等報告

(教育総務課)

令和 4 年度教育委員会事務局所属長等について報告する。

令和4年度教育委員会所属長名簿

令和4年3月23日

No.	職名	氏名		新任者前所属
1	教 育 長	い け が み し げ ひ ろ 池 上 重 弘		静岡文化芸術大学教授 英語・中国語教育センター長
2	教 育 部 長	み ず ぐ ち ひ で き 水 口 秀 樹		教育部理事
3	教 育 監	し お ざ き か つ ゆ き 塩 崎 克 幸		
4	参事(政策管理担当)	み や ざ き ふ み ひ で 宮 崎 文 秀		参事兼義務教育課長
5	参事(学校教育担当)	ほ ん だ し ん じ 本 多 伸 治		高校教育課長
6	教 育 総 務 課 長	い で よ し ひ こ 井 出 好 彦		人事委員会給与課長
7	教 育 政 策 課 長	や ま し た え い さ く 山 下 英 作		社会教育課長
8	教 育 政 策 課 人 権 ・ 教 員 育 成 室 長	こ ぼ や し み な こ 小 林 三 奈 子		焼津市立焼津西小学校教頭
9	教 育 D X 推 進 課 長	お お さ わ あ つ し 大 澤 篤		経済産業部農業戦略課 先端農業推進室長
10	財 務 課 長	あ お き や す ゆ き 青 木 康 行		

No.	職名	氏名		新任者前所属
11	教育厚生課長	もとむらつとむ 本村 勉		
12	参事兼教育施設課長	まつしたあきお 松下 明生		
13	義務教育課長	とつかやすし 戸塚 康史		健康福祉部 衛生課長代理兼総務班長
14	義務教育課 幼児教育推進室長	ふくいとかこ 福井 孝子		
15	高校教育課長	なかやまゆうじ 中山 雄二		教育政策課長
16	高校教育課 学校づくり推進室長	くわばらかつゆき 桑原 克之		高校教育課教育主幹
17	特別支援教育課長	たかはしかずひこ 高橋 和彦		沼津特別支援学校長
18	健康体育課長	こんどうひろみち 近藤 浩通		
19	社会教育課長	ふじがやまさのり 藤ヶ谷 昌則		社会教育課 新図書館整備室長
20	社会教育課 新図書館整備室長	かなしまかつとし 金嶋 克年		中央特別支援学校事務長

No.	職名	氏名		新任者前所属
21	静岡教育事務所長	むろふしのぶあき 室 伏 伸 明		静岡教育事務所 副所長兼地域支援課長
22	静岡西教育事務所長	すずきかつのり 鈴 木 勝 則		静岡西教育事務所 副所長兼地域支援課長
23	中央図書館長	しばまさふさ 柴 雅 房		沼津市立片浜中学校長
24	総合教育センター所長	まつしたかずひろ 松 下 和 弘		
25	焼津青少年の家所長	いしもとまさふみ 石 本 雅 文		
26	観音山少年自然の家所長	てらだようこ 寺 田 容 子		

静岡県教育委員会組織規則の一部改正

(教育総務課)

1 改正の理由

令和 4 年度教育委員会事務局の組織の見直しに伴い必要な改正を行う。

2 改正の概要

(1) 教育部の職及び組織の改正 (第 6 条、第 7 条関係)

現行	改正後
教育部長 教育監 <u>理事 (総括担当)</u> 理事	教育部長 教育監 <u>参事 (政策管理担当)</u> <u>参事 (学校教育担当)</u>
教育総務課 教育政策課 財務課 教育厚生課 教育施設課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 健康体育課 社会教育課	(政策管理) 教育総務課 教育政策課 <u>教育 D X 推進課</u> 財務課 教育厚生課 教育施設課 社会教育課 (学校教育) 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 健康体育課

(2) その他、その他所要の改正を行う

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第3号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																					
<p>(職及び職制)</p> <p>第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>理事（総括担当）</td> <td>教育部の所掌事務を総括整理する。</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	職務	(略)		理事（総括担当）	教育部の所掌事務を総括整理する。	理事	教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。	参事	(略)	<p>(職及び職制)</p> <p>第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>参事（政策管理担当）</td> <td>① 教育部の所掌事務を総括整理する。 ② 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>参事（学校教育担当）</td> <td>教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職名	職務	(略)		参事（政策管理担当）	① 教育部の所掌事務を総括整理する。 ② 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。	参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。	参事	(略)
職名	職務																						
(略)																							
理事（総括担当）	教育部の所掌事務を総括整理する。																						
理事	教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。																						
参事	(略)																						
職名	職務																						
(略)																							
参事（政策管理担当）	① 教育部の所掌事務を総括整理する。 ② 教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。																						
参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。																						
参事	(略)																						
<p>2 (略)</p> <p>(位置及び組織)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課名	班名			<p>2 (略)</p> <p>(位置及び組織)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課名	班名														
課名	班名																						
課名	班名																						

教育総務課	総務班 人事班 給与班 <u>勤務条件班 監察班</u>
教育政策課	政策企画班 政策推進班 <u>I C T 教育推進班</u> 人権・教員育成班
財務課	(略)
(略)	

3 (略)

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
教育総務課	(1) (略) (2) 教育長、教育委員、部長、 <u>教育監及び理事(総括担当)</u> の秘書に関する事。 (3)～(7) (略)
教育政策課	(1) 教育長、部長、 <u>教育監及び理事(総括担当)</u> の特命事項に関する事。 (2)～(8) (略) (9) <u>情報化の推進に関する事</u> (10)～(12) (略)
財務課	(略)
(略)	

2～5 (略)

(職及び職制)

第9条 (略)

2 (略)

3 教育政策課にI C T教育推進室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて、I C T教育に関する重要事項を処理する。

教育総務課	総務班 人事班 給与班 <u>勤務条件・監察班</u>
教育政策課	政策企画班 政策推進班 人権・教員育成班
教育D X 推進課	<u>D X 企画班 校務基盤班</u>
財務課	(略)
(略)	

3 (略)

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
教育総務課	(1) (略) (2) 教育長、教育委員、部長及び <u>教育監の秘書に関する事</u> 。 (3)～(7) (略)
教育政策課	(1) 教育長、部長及び <u>教育監の特命事項に関する事</u> 。 (2)～(8) (略) (9)～(11) (略)
教育D X 推進課	(1) <u>情報通信技術の利活用の企画、調査研究、環境整備、推進及び総合的な調整に関する事</u> 。 (2) <u>働き方改革に関する事</u> 。
財務課	(略)
(略)	

2～5 (略)

(職及び職制)

第9条 (略)

2 (略)

4～6 (略)

(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合教育センター		総務課	総務管理班
		企画・ICT推進課	企画・ICT推進班 生涯学習推進班
(略)			

備考 (略)

2 (略)

(所掌事務)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県総合教育センター	総務課	(1)～(7) (略)

3～5 (略)

(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合教育センター		総務企画・ICT推進課	総務管理班 企画・ICT推進班 生涯学習推進班
		(略)	
(略)			

備考 (略)

2 (略)

(所掌事務)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県総合教育センター	総務企画・ICT推進課	(1)～(7) (略) (8) 研究、研修及び学校訪問の総括に関すること。 (9) 静岡県総合教育センター協議会の運営に関すること。 (10) 静岡県総合教

			育センターが行 う事業の広報に 関すること。
			(11) ICT教育等 に関する所内へ の支援に関する こと。
			(12) 所内ネットワ ークシステムの 維持管理に関す ること。
			(13) 他の教育研究 機関との連絡調 整に関するこ と。
			(14) 生涯学習の推 進に関するこ と。
			(15) センター内の 図書室の管理運 営に関するこ と。
			(16) 学校図書館の 運営等について の研究、研修及 び指導に関する こと。
			(17) 教育資料の収 集及び提供に関 すること。
			(18) (略)
		(8) (略)	
企画・ICT推進課	(1) 研究、研修及 び学校訪問の総 括に関するこ と。		
	(2) 静岡県総合教 育センター協議 会の運営に関す ること。		
	(3) 静岡県総合教 育センターが行		

		<p><u>う事業の広報に 関すること。</u></p> <p>(4) <u>I C T教育等 に関する所内へ の支援に関する こと。</u></p> <p>(5) <u>所内ネットワ ークシステムの 維持管理に関す ること。</u></p> <p>(6) <u>他の教育研究 機関との連絡調 整に関するこ と。</u></p> <p>(7) <u>生涯学習の推 進に関するこ と。</u></p> <p>(8) <u>センター内の 図書室の管理運 営に関するこ と。</u></p> <p>(9) <u>学校図書館の 運営等について の研究、研修及 び指導に関する こと。</u></p> <p>(10) <u>教育資料の収 集及び提供に関 すること。</u></p>			
2・3 (略)	(略)		2・3 (略)	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。